

第 2 期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定について

令和元年 5 月 20 日子育て総務課作成

1 第 2 期秦野市子ども・子育て支援事業計画の策定について

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」（以下「法」という。）により、国の基本指針を踏まえ、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、管内における新制度の給付・事業の需用見込量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に義務付けられました。

本市においても、平成 25 年度に未就学児のいるすべてのご家庭に対して、子育ての実態やご意見をお聴きするアンケート（ニーズ調査）を実施したうえで、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画を策定しました。

平成 31 年度（令和元年度）で計画期間が終了するため、平成 30 年度には平成 25 年度と同様にニーズ調査を実施し、その結果に基づき令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする第 2 期計画を今年度策定します。

※法第 61 条第 7 項において、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議で意見を聴かなければならないとされています。

2 子ども・子育て支援事業計画の内容について

計画の策定に当たっては、国の基本方針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。必須記載事項は次のとおりです。

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容

3 区域の設定について

法第61条第2項において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供の区域を設定しなければならないとされています。

現行の計画では次の理由から市内を1区域として設定しています。

理由

- (1) 本市では、幼稚園や保育所が市内に均等に配置されておらず、子どもが減少する中で区域区分を行った場合は、地域によって提供するサービスに質の違いが生じる可能性があること。
- (2) 小規模保育等は事業者が少なく市内全域からの利用が見込まれること。
- (3) 事業者から保育所等の認可申請があった場合、区域における「利用定員の総数」（供給）が、計画で定める「量の見込み」（需要）にすでに達しているか、認可によってこれを超えると認めるときは認可しないことができる、とされており、認可権者である県が認可をしない需給調整が行われる可能性があること。
- (4) 区域ごとの人口の増減に対応が困難であること。
- (5) 本市では車での通勤経路の施設や勤務先、実家の近隣の施設を利用する場合も多いこと。

区域設定範囲によるメリット・デメリット

区域設定	メリット	デメリット
<p>全市 (1区域)</p>	<p>1 需給調整の発生する機会が少なく、事業者が新規参入しやすい。</p> <p>2 事業者の参入しやすさから利用者の選択範囲が広がる。</p> <p>3 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる。</p> <p>4 事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい。</p>	<p>利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。</p>
<p>複数区域 ※</p>	<p>利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。</p>	<p>1 需給調整の発生する機会が多く、認可されない施設・事業がある場合、利用者の選択範囲が狭くなる。</p> <p>2 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない。</p> <p>3 事業計画における需要量見込みの推計が困難である。</p>

※複数区域とは「①秦野駅②渋沢駅③大根・鶴巻」や「①本町②南③東④北⑤大根⑥西・上」や「中学校区」、「小学校区」などが考えられます。

4 量の見込みについて

法第61条第2項において、市町村は教育・保育提供区域における各年度の必要利用定員区域ごとに設定した「量の見込み」（需要）に対応するよう、確保方策を示さなければならないとされています。

(1) 全国共通で「量の見込み」を算出する必要のある事業

対象事業		対象年齢
1	教育標準時間認定（1号認定） （認定こども園および幼稚園）	3～5歳
2	保育認定（2号認定）（幼稚園）	3～5歳
	保育認定（2号認定）（認定こども園、保育所）	3～5歳
3	保育認定（3号認定） （認定こども園、保育所、地域型保育）	0歳、 1・2歳
4	時間外保育事業（延長保育）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（児童ホーム、学童保育）	1～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21）	0～2歳
8	一時預かり事業	
	・幼稚園型：在園児を対象とした一時預かり ・一般型：その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業（病後児保育）	0～5歳
		1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	0～5歳
		1～6年生
11	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）	0～5歳
		1～6年生

(2) 量の見込みの算出方法

平成30年度に実施済みの「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」の結果及び、平成31年4月23日付で内閣府から示された『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量

の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』に基づき算出します。

放課後児童健全育成事業については、ニーズ調査の結果及び、平成30年12月27日付で内閣府と厚生労働省の連名で示された『「新・放課後子どもプラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について』に基づき算出します。

※ニーズ調査の結果は別冊報告書のとおり

しかし、現行の計画において、中間年度となる平成29年度に計画と実績が大きくかい離していた、「教育・保育の提供」、「一時預かり事業」、「病後児保育事業」、「放課後児童健全育成事業」の4事業については国の指示に基づき見直しをしております。

国の考え方は、標準的な算出方法を示したものであり、基本的な考え方を取り入れていけば、市町村において独自の算出方法を用いることも可能とされています。

本市では、ニーズ調査で得られた結果に、現行計画の実績等を踏まえ、必要に応じて補正を行い、「量の見込み」を算出する予定です。

5 留意事項について

平成31年4月23日付で内閣府から第2期計画等の作成に当たっての留意事項が示されました。※別紙資料2参照

6 業務委託について

計画策定は、事前調査の結果や社会の動向等を正確に計画に反映させる必要があるため、分析等の専門的な知識を有する事業者による業務委託で実施します。既に入札により次のとおり契約を締結しています。

受注者 株式会社グリーンエコ

委託期間 平成31年4月15日から令和2年3月20日まで

委託範囲 現状の分析、課題の整理、確保方策の検討、計画案の策定支援、パブリックコメントの実施支援、子ども・子育て会議の支援、計画書及び概要版の作成